

平成 26 年 7 月 25 日

## 「下部組織の会議運用の在り方に関する申し合わせ」に対する意見

委員 立石幸一

消費者基本計画には、消費者委員会の役割として「消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みと消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関としてその役割を果たす」とあります。その消費者委員会が下部組織に対し、「申し合せ」として自由闊達な言論の統制、委員が提出する資料に制限を加える必要性については疑問を感じます。この「申し合わせ」は通例として認識されている一般的な会議のルールに対し、作為をもって、明文化し作成された特異なものであると考えます。今般申し合わせされた制約が、これまでの部会・調査会での事象にあてはまるのか、あるいは、これまでに提出した意見書は、今後この「申し合わせ」に抵触するのか等、以下のとおり確認を求めるとともに今後の運営に関し改善を要請します。

## (1) 私が提出した「意見書」は「申し合わせ 4 (4)」の対象となるのか

日付	部会・調査会	内容
25. 11/6	第 26 回食品表示部会	■質問書 (河上委員長・阿久澤部会長宛) <u>「調査会」設置への消費者委員会の対応への質問</u> ——委員のみ配布され公開されず
26. 1/22	第 2 回栄養表示調査会	<u>議事進行に関する「質問書」</u> この件に関して、発言させてもらえず、議事が強制打切りされた。
26. 3/12	第 3 回栄養表示調査会	<u>「トランス脂肪酸に関する意見書」</u> 調査会中では、説明の時間を与えられず、説明していない。
26. 3/26	第 28 回食品表示部会	<u>栄養表示「義務化の対象成分について」の再検討の提案</u> 添付資料 ○議事進行に関する「質問書」 ○「トランス脂肪酸に関する意見書」

## (2) 次の行為は、今回の「申し合せ」に関係があるのかどうか

26. 4・15 食品安全委員会事務局が以下の内容を突然ホームページに公表

「消費者委員会食品表示部会及び栄養表示に関する調査会に提出されたトランス脂肪酸に関する立石委員提出資料について」

### (3) 「議長の権限」の適用について

- ア. 「申し合せ」 2 (4) 「制限時間を越えて発言し又は不穏当な言動があったときは、議長は制止し又は退去させることができる」が適用される事例はこれまであったのか。
- イ. 「申し合せ」 2 (5) 「会議の進行秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をする者を退去させることができる」が適用される事例はこれまであったのか。

### (4) 議長の運営について

- 「申し合せ」には、議長が公平な運営を行わない場合の対処方法が定められておらず、以下のような運営が行われた場合の対処方法をお示してください。
- ア. 座長が委員を一方向的に指名し発言を求め、オブザーバーには発言させないような行為が行われた場合 (第2回栄養表示に関する調査会)
  - イ. 「意見書」を提出し、発言を求めても座長は発言の機会を与えず、議事を強制打ち切りするような運営が行われた場合 (第2回栄養表示に関する調査会)

### (5) 資料の配布

部会等開催前日の深夜に資料が配布される場合、会議が開催される24時間前までに意見書を提出することはできないが、この場合の提出期限は。

### (6) 運営に関する改善要望

- ア. 栄養表示に関する調査会第1回 (平成25年12月4日) において、議決に際して、委員の誰からも発言がない中、公開された議事録に (「異議なし」と声あり) と事実でないことが虚偽記載され、後日 (「異議なし」と声あり) の記述は議事録から削除されたが、このような事実でないことが慣行化していた。
- イ. 事前配布資料と当日資料が、内容が大きく変更される場合は、変更点を明記し委員に連絡すること。

(具体的事例)

栄養表示に関する調査会第5回 (平成25年12月4日) にて、栄養素表示基準値の占める割合の表示については、事前に送られてきた資料では、「カルシウムたっぷり」などと強調表示をする場合、そのカルシウムの栄養表示基準値に照らして割合を表示することを義務化をすると書かれた資料が、当日の資料では、義務化は困難であり、新基準には規定しない。と変更されていた。

以 上